

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月8日から10年4月1日まで

ねんきん定期便の担当者からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち平成7年11月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額が9万2,000円に減額されていることが分かった。当該期間を含む申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成7年11月8日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は当初30万円と記録されていたところ、同年2月28日に、厚生年金保険被保険者資格取得日である7年11月8日に遡及して11万8,000円に減額訂正された上、さらに、8年5月7日に、同じく7年11月8日に遡及して9万2,000円に再訂正されている。

なお、当該事業所に係る「厚生保険特別会計 債権みなし消滅・債権消滅・不納欠損決議書」によると、平成8年6月から10年3月までの厚生年金保険料等については不納欠損として処分されていることが確認できる。

また、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった多数の者の標準報酬月額が、申立人と同様に、資格取得日に遡及して2回にわたり減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所において電話による顧客管理を主業務としており、同事業所の商業登記簿によると役員ではなかったことが確認

できることから、当該遡及訂正処理等に関与する立場になかったと推認できる。

なお、申立期間のうち平成8年10月1日から10年4月1日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、8年10月又は9年10月の定時決定から約1年6か月又は6か月後の当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年4月1日）に9万2,000円として処理されており、当該期間以前の標準報酬月額についても上記の遡及訂正処理の標準報酬月額と同額であることから、当該期間の標準報酬月額は、適用事業所でなくなった日（10年4月1日）までの間、8年5月7日に遡及訂正処理された標準報酬月額であり、事業主は同年10月及び9年10月の定時決定について社会保険事務所（当時）に届出を行っておらず、社会保険事務所は、職権により8年10月及び9年10月の定時決定による標準報酬月額を前年度の標準報酬月額と同額（9万2,000円）と決定したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から61年6月まで

昭和60年4月に会社を辞めてからしばらくして、市役所から連絡があり、過去の未納となっている国民年金保険料を納付するように言われたので、その後、分割して保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿によると、昭和63年6月に払い出されており、この時点では申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間直後の昭和61年7月から63年3月までの保険料を分割して過年度納付していることから、この期間の過年度納付を申立期間の保険料納付と誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。